

令和2年4月21日

1年生保護者の皆様

岩美町立岩美南小学校
校長 中西 毅暢

緊急時における児童の登下校について

非常災害等の緊急時における登下校の扱いについては、基本的に以下のように対処し、児童の安全確保に努めたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、非常災害等の緊急時には「緊急時における下校カード」(別紙)にもとづいて対応しますので、正確にご記入のうえ、**4月27日(月)までに**担任まで提出していただきますようお願いいたします。また、変更が生じた場合には速やかに担任までお知らせくださるようお願いいたします。

1 非常災害時における基本的方針

(1) 登校前

①状況を総合的に判断し、「登校」「自宅待機」「時差登校」「臨時休業」の連絡を行います。(町教育委員会と連携しながら、町内小中学校で同一步調をとる。)

○前日判断の場合：持ち帰り文書又は一斉メール及び町防災無線でお知らせします。

○当日判断の場合：一斉メール及び町防災無線でお知らせします。

※「時差登校」…時間を遅らせて登校します。

②通学路の安全が確保されない場合や状況が切迫している場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。

(2) 登校後

①児童が安全に下校できると判断した場合は「通常下校」又は「緊急下校」を、安全に下校できないと判断した場合は「引き渡し(待機)」により児童を下校させます。

※「緊急下校」…1～6年の集団下校(地区別)になります。

※「引き渡し(待機)」…保護者及び家族の方等が学校に迎えに来て、引き渡しの下校となります。

②下校にあたっては、「緊急時における下校カード」にもとづいて対応いたします。

(3) 停電時の対応

停電となった場合は、トイレ、水道の使用が不可能になりますので、特別な場合を除き臨時休業となる可能性が高いです。登校後に停電となった場合は、状況によっては「緊急下校」となることがあります。

2 台風の場合

(1) 登校前に岩美町地内に警報(大雨、洪水、暴風)が発令されている場合

※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。

※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。

○台風の予想進路及び最接近の時間帯等の状況を把握した上で、児童の登下校が危険と判断した場合は「臨時休業」となります。状況によっては「時差登校」となることもあります。

◆登校前日の場合…持ち帰り文書又は、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。

◆登校当日の場合…原則午前6時頃に、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。

(2) 登校後に岩美町地内に警報(大雨、洪水、暴風)が発令された場合

※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。

※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。

○台風の予想進路及び最接近の時間帯等の状況を総合的に判断し、「緊急下校」又は「引き渡し(待機)」を持ち帰り文書又は、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。(地域によって「一部引き渡し(待機)」の場合もあります。)

○下校にあたっては、「緊急時における下校カード」にもとづいて対応いたします。

3 地震の場合

- (1) 登校前に岩美町地内を含む県東部鳥取地区において、震度5弱以上の地震が発生した場合
※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。
※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。
○被害状況等を把握した上で、児童の登下校が危険と判断した場合は「臨時休業」となります。場合によっては「時差登校」となることもあります。原則午前6時頃に、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。
- (2) 登校後に岩美町地内を含む県東部鳥取地区において、震度5弱以上の地震が発生した場合
※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。
※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。
○被害状況等を把握した上で、「緊急下校」又は「引き渡し(待機)」を、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。
○下校にあたっては、「緊急時における下校カード」にもとづいて対応いたします。

4 大雪の場合

- (1) 登校前に岩美町地内に警報(暴風雪、大雪)が発令されている場合
※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。
※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。
○状況を把握した上で、児童の登下校が危険と判断した場合は「臨時休業」となります。場合によっては「時差登校」となることもあります。
◆登校前日の場合…持ち帰り文書又は、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。
◆登校当日の場合…原則午前6時頃に、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。
- (2) 登校後に岩美町地内に警報(暴風雪、大雪)が発令された場合
※臨時校長会を開催し、町教育委員会と連携しながら対応を協議します。
※町災害対策本部の動向と連動した対応をします。
○状況を把握した上で、「緊急下校」または「引き渡し(待機)」を、一斉メール及び町防災無線でお知らせします。(地域によって「一部引き渡し(待機)」の場合もあります。)
○下校にあたっては、「緊急時における下校カード」にもとづいて対応いたします。

5 インフルエンザによる学年閉鎖などで緊急下校させる場合

※学校医の意見を聞いて総合的に判断し、町教育委員会と協議した上で対応します。
原則、給食を食べてからの下校とします。持ち帰り文書及び一斉メールにてお知らせいたします。また、感染の拡大を防ぐため、該当の学年は数日間「学年閉鎖」となることもあります。

※「学校保健安全法」(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

※「学校保健安全法施行令」(出席停止の報告)

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

※「学校保健安全法施行規則」(出席停止の期間の基準)

第十九条

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

【別紙】

令和2年度 緊急時における下校カード

岩美町立岩美南小学校

【4月27日（月）締め切り】

児童氏名	年			
	年			
	年			
保護者氏名				
一斉メール配信登録状況(どちらかに○をつけてください) *各ご家庭で一人以上は必ず登録をお願いします。		登録済 ・ 登録予定(未登録)		
<u>*資料1（2）を参照してください。</u>				
【緊急下校の場合】				
以下のいずれかに○をつけてください。				
() 家族がいるので、自宅へ下校させてください。				
() 自宅以外に下校させます。(放課後児童クラブ、祖父母宅、親戚宅、友人宅 など)				
帰宅場所			電話	
() 子どもだけになるので、学校へ迎えに行きます。(学校待機)				
*保護者以外の方が迎えに来られる場合は、どなたになりますか。				
(例：祖父)				
【引き渡し(待機)の場合】 *代理人…祖父母、友人 など				
		引き取り者氏名	連絡先(電話・住所)	児童との関係
保 護 者	1		Tel 住所 岩美町	
	2		Tel 住所 岩美町	
代 理 人	1		Tel 住所	
	2		Tel 住所	
	3		Tel 住所	